

## ご 連 絡

2021年2月25日(木)

特定非営利活動法人  
埼玉消費者被害をなくす会  
事務局  
吉川様 清水様  
(FAX048-829-7444)

東京都港区麻布十番1-9-8-5F  
株式会社OZ  
代表取締役 田中 将次

貴会から頂いた2021年2月19日付け「再々申入書」につきまして、以下のとおりご連絡いたします。

### 1 申入事項について

貴会のお申し入れ内容につきましては、スポーツジムやフィットネスクラブにおける、お客様都合による解約の場合の各社の一般的な対応の実情に必ずしも合致していないように思いますし、その法的なご見解につきましても、最高裁判所や管轄行政庁による確定的な解釈・運用を根拠にされたものではないものと思料いたします。そのような事情の中で、当社に対する度重なる申し入れや、当社からの回答内容を公開するといったご指摘は、大変恐縮な言い方にはなりますが、営業の自由や平等原則に対するご配慮が足りないように感じられ、当社としても大変困惑しております。

当然のことながら、当社といたしましても、当社を選んでくださったお客様に対し、不当な経済的負担を求めるつもりは毛頭ございません。他方、指定料金や回数券購入費につきましては、当社のスタッフの適切な配置を検討するための基礎的な資料となりますので、お客様都合による解約の発生が当社の経営基盤に重大な悪影響を及ぼすことも否定できません。

つきましては、当社の対応といたしましては、以下のとおりとさせていただきます。当社として、貴会のご要望を踏まえたものとさせていただいているつもりですので、何卒、ご理解をお願いいたします。

「ご入会後における指定料金・回数券におきまして、会員様都合によるご解約はお断りしておりますのであらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。  
また、法令の定めがある場合を除いて返金のご要望はお受けいたしかねますのでご本人様で十分にご検討を重ねていただいたのち、ご購入いただきますようお願いいたします」。

## 2 要望事項について

上記1事項の修正につきましては、2021年3月上旬より対応させていただく予定です。

なお、貴会のご要望内容に沿う文言がございましたら、その法的根拠に関する判例や行政庁の法令解釈に関するガイドラインといった根拠とともにご提示いただけましたら、当社としても誠実に検討させていただきます。

以上、よろしくお願い申し上げます。